

那須南病院ＬＥＤ照明器具賃貸借に係る仕様書

令和５年９月

南那須地区広域行政事務組合

1. 目的

本仕様書は、南那須地区広域行政事務組合が契約し、那須南病院（以下「病院」という。）において既存照明設備のＬＥＤ化を図ることで、温室効果ガス排出量の削減、消費電力抑制及び維持経費等の削減を図ることを目的とする。

2. 事業名称

那須南病院ＬＥＤ照明器具賃貸借

3. 履行場所

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院
栃木県那須烏山市中央３丁目２番１３号

4. 契約期間

契約締結日から令和１０年１２月３１日まで

5. 賃貸借期間

令和６年１月１日から令和１０年１２月３１日まで（６０箇月）

なお、契約締結日から賃貸借期間開始日までの間は、設置等の準備期間とする。賃貸借期間開始までに、設置、調整、試験を済ませること。

6. 交換場所及び数量等

- (１) 別表「設置場所別対象ＬＥＤランプ器具仕様一覧」を基準とし、蛍光灯、ダウンライト等の照明をＬＥＤ化とする。
- (２) 一部の箇所の照明器具及び階段、通路等の誘導灯については、ＬＥＤ改修済みのため交換対象外とする。なお、非常灯（IL40）及び一部の部屋等については、点灯時間が短時間のため交換対象外とする。（別表備考欄参照）

7. 基本的仕様

- (１) ＬＥＤ照明機器は品質を保証するため、ＬＥＤの仕様（詳細）が確認できる日本国内メーカーとすること。
- (２) 交換するＬＥＤランプ、器具等は新品とし、中古品、展示品、新古品等については認めない。
- (３) 現状照明に調光の記載がある場所については、調光に対応したランプ及び調光を保証出来る調光器に変更すること。（別表に器具名を参考として記載してあります。）
- (４) 非常灯付きの器具において、器具本体の交換となる場所は、非常灯を別途設置すること。（別表に器具名を参考として記載してあります。）
- (５) 器具交換の記載がある場所以外において、既存の器具やＬＥＤランプに適合しない場合、器具本体を対応器具に取替えること。

- (6) ノイズ対策を施していること。なお、設置後、医療機器等に影響を与えることが判明した場合、正常な機能を持つLED照明に交換すること。
- (7) LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。
サージ電圧に対する保護回路を有しているか、又は対策が施されていること。
- (8) 演色性、色温度、照射角度、全光束は既設照明器具と同等を基本とする。
- (9) 光源寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。
- (10) ランプ（管）交換の場合については既存照明器具を使用し、安定器が付随する器具は配線の切り離し又は安定器の取り外しを行い、直接ソケットに給電するように施工すること。
- (11) 片側給電の場合、器具内の結線替え作業を行った器具には、電源供給口側に電源供給口を示すシール等を貼ること。
- (12) 既存の照明器具を使用する場合は、既存照明器具の銘板に記載の情報は無効であることが分かるようにすること。

8. 設置仕様

- (1) 契約締結後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、病院の監督職員と協議すること。
- (2) 設置には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線の切り離し、直接給電作業等の既存加工作業、更新する設備の取り付け調整作業、補修等の一切を含むものとする。
- (3) 設置は、電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。
- (4) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違点を発見した場合には、速やかに病院の監督職員に報告し協議すること。
- (5) 埋込型照明器具を取替える場合は、埋込寸法に隙間が生じないよう処置を行うこと。
- (6) 設置中は、粉塵等の飛散に十分注意を払い、養生を行うこと。
- (7) 設置中は、器具、パネル及びその周辺を拭き上げ清掃をする。
- (8) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、使用可能なランプ等で監督職員が指示するものは病院に引き渡し、その他は関係法令等を遵守し受託業者で適切に処分するものとする。
- (9) 搬入・搬出に伴う車両の駐車場所、搬入、搬出場所及び経路等については、病院の監督職員と打合せを行い指示に従うこと。
- (10) 作業道具等の放置がないように特に気を付けること。（廊下への放置も含む。）
- (11) 設置中において、病院施設に重大な損失等を与えた場合は、病院の監督職員と協議の上、受託業者の責任及び費用負担において、至急原状回復を行うこと。
- (12) 設置作業完了後、完成図書（工事写真帳、設置機器一覧、設置機器仕様書（図面）等）を速やかに病院に提出すること。
- (13) 設置の時間は、病院業務の特殊性を加味し病棟エリアに関しては平日日中、外来エリアについては診察終了後、又は休日を基本とし、厨房エリアについては、20時以降の作

業となるため別に病院の監督職員と協議の上、実施する。

(14) 患者（家族含む）と不要な会話は厳に慎み、また、挙動不信な行為は厳禁とする。

(15) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）に準拠するものとする。

9. 維持管理等

(1) 交換したLEDランプ、器具等の賃貸借物品の保証期間は5年とし、機器の不具合による物品の取替え、代替え及び修理（交換作業費を含む。）に要する費用を対象とする。

ただし、受託業者又はメーカーの定める保証期間が5年以上の場合は、それに準ずることとする。

(2) 賃貸借期間開始後から保証期間終了まで、LED照明器具等が正常な状態で使用できるよう維持管理を行うこと。

(3) 賃貸借期間（保証期間）中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、故障、その他不具合等が発生した場合は、受託業者の責任において交換又は修繕を行うこと。

(4) 受託業者は、LED照明器具等の設置後から賃貸借期間（保証期間）終了までの間、適切な動産総合保険等に参加すること。保険料は受託業者の負担とするものとする。

(5) 受託業者は、LED照明器具等設置後、保守管理の担当者、連絡先等を記載した保守管理体制表を書面により提出すること。

10. 支払い

(1) 賃借料は月払いとし、受託業者は毎月契約金額の60分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、最初の支払月で調整する。）を請求するものとする。

(2) 前項の定めにより受託業者の提出する適法な支払い請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に受託者へ支払うものとする。

11. 契約終了後の取り扱い

賃貸借期間（保証期間）満了後に、導入設備等一式の所有権を病院に無償で譲渡すること。

12. その他の留意事項

いかなる場合においても、本契約中に知り得た情報に関して秘密保持を行うこと。本契約が解かれた後も継続する。